

議案第39号

松戸市ほか5市消防指令事務協議会の廃止に関する協議について

松戸市ほか5市消防指令事務協議会規約を次のとおり廃止し、松戸市ほか5市消防指令事務協議会を廃止することについて、地方自治法第252条の6及び第252条の2の2第3項の規定により、関係普通地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

令和3年2月から松戸市ほか9市消防指令事務協議会に消防指令事務が移管され、松戸市ほか5市消防指令事務協議会の関係普通地方公共団体の負担金の清算が完了したため。

松戸市ほか5市消防指令事務協議会規約を廃止する規約

松戸市ほか5市消防指令事務協議会規約（平成23年4月1日締結）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和4年1月31日から施行する。